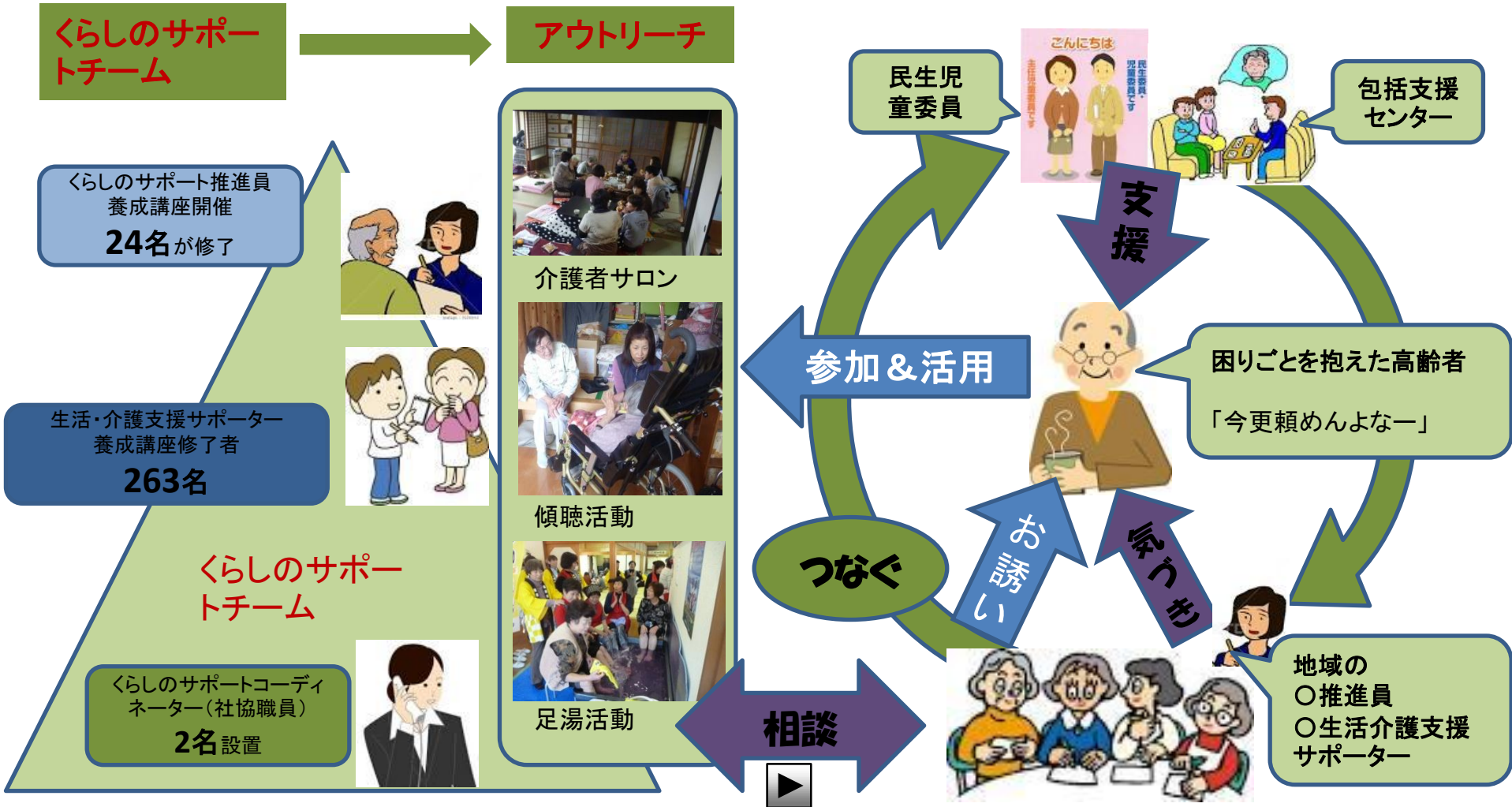




くらしのサポート推進チームによる高齢者の日常生活支援（京都府綾部市）

○住民の身近な地域（旧町村単位）で、地域住民の生活ニーズと社会資源とをつなげるくらしのサポート推進員の養成と設置をすすめ、社会福祉協議会のくらしのサポートコーディネーターとともにチームで地域ケア体制づくりをすすめる。

○社会への参加、住民との交流が途絶えがちで、生活上の福祉ニーズを抱えながら、支援を求める術を知らない、持たないなどの孤立した（しがちな）高齢者を包括的に、継続的に支援する。





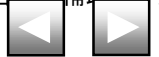
地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	綾部市
②人口（※1）	36,052人 （ ）
③高齢化率（※1） <small>（65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）</small>	65歳以上33.7% 75歳以上19.4% （ ）
① 取組の概要	住民の身近な地域（旧町村単位）で、地域住民の生活ニーズと社会資源とをつなげるくらしのサポート推進員の養成をすすめ、社会福祉協議会に設置した、くらしのサポートコーディネーターとともに地域ケア体制づくりをすすめる。
⑤取組の特徴	<p>1. 生活・介護支援サポーターを対象に、くらしのサポート推進員の養成講座を開催し、講義と演習を通して活動に必要な知識（関係機関の業務の理解）、技能（面接技術、情報整理、伝え方のコツ）などを習得。</p> <p>2. くらしのサポート推進員養成講座修了者（地域のリーダー）と、生活・介護支援サポーター、くらしのサポートコーディネーター（社協設置）を小学校区単位で「くらしのサポートチーム」とし、高齢者への生活支援の機能を高める取り組みを進めている。</p> <p>3. 社会福祉協議会のサービス及び高齢者福祉サービス等を中心としたガイドの活用。</p>
⑥開始年度	平成24年度
⑦取組のこれまでの経緯	①くらしのサポートコーディネーター2名を社会福祉協議会に設置。②くらしのサポート推進員24名を養成。③ ①②と生活・介護支援サポーターにて、中学校区単位でつどいを実施し、チーム作りをすすめた。④ ②③で高齢者の孤立解消と、いばしょづくりをすすめた。（傾聴活動、介護者サロン、足湯等）
⑧主な利用者と人数	主な利用者：地域で孤立しがちな高齢者延べ192名への支援
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体：綾部市社会福祉協議会 関連する団体：傾聴ボランティアグループ「かけはし」（12）、介護者サロン豊里つれづれの会（3）、足湯サポーター（1） （ ） は、所属する推進員数
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	綾部市から社会福祉法人綾部市社会福祉協議会へ事業を委託実施。 委託額3402千円
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	平成24年度京都府地域包括ケア総合交付金 3,402千円
⑫取組の課題	<p>1. 6地区の中学校区すべてに推進員を設置すること（空白区1地区）</p> <p>2. くらしのサポート推進員と、支援の機能を持つ地域の機関との連携の強化</p>
⑬今後の取組予定	取組開始が平成24年10月であり、関係機関との連携はこれから本格的に行い、高齢者の在宅生活を支えるために、新たな支援活動の開発に努めていきたい。
⑭その他	平成25年1月より委託された3圏域の地域包括支援センターとも連携をしながら事業を展開していく。
⑮担当部署及び連絡先	綾部市高齢者介護課地域包括支援センター担当 綾部市役所 0773-42-3280 （委託先担当）社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会 地域福祉係

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



第8章 高齢者を地域で支えるシステムづくり

1 関係機関等による連絡支援体制の整備

(1) 地域における連絡支援体制の整備

高齢者の多くは、住み慣れた地域で暮らし続けたいと望んでいます。このため、高齢者を地域全体で支える体制づくりを目指し、介護保険サービスや保健・医療・福祉サービスの活用、住環境の整備など、様々な分野における社会資源の活用を図り、ボランティア活動、支え合いなど地域住民も参加した地域ケア体制を構築する必要があります。

本市では、高齢者の生活様式や身体状況に応じて必要なサービスを総合的かつ継続的に利用できるよう、地域包括支援センターを中心とした関係機関相互の連絡体制を強化します。

(2) 高齢者虐待の防止

近年、介護疲れなどから、家族等による高齢者への虐待が社会問題となっています。虐待は基本的人権を侵害する重大な問題であること、また、虐待とは単に身体的なものだけでなく、介護放棄、心理的虐待、経済的虐待なども含まれることを十分に認識し、高齢者の自由と尊厳が保たれるよう、すべての虐待を未然に防止するとともに、虐待事象を把握した場合は早期解決を目指します。

本市では、虐待防止のため、地域包括支援センターを中心に情報収集・相談体制を強化するほか、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置しており、虐待事象を把握した場合は関係機関と連携を取りながら早期解決を目指し、高齢者の養護と介護者の負担軽減を図ります。

(3) 地域ケア会議の充実

本市では定期的に「地域ケア会議」を開き、地域で高齢者を支えるために必要な保健・医療・福祉の連携を核とする地域ネットワークを構築するための課題を明らかにし、具体的な取り組みについて検討を行っています。

また、地域での高齢者の見守りや支援の取り組みに参加することで、地域のネットワークの構築を目指します。

さらに、支援困難ケースの事例を通じて、保健・医療・福祉の各関係者が情報を共有しながら、必要とされる支援の方向性や地域の社会資源や関係機関との連携について検討を行い、介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう支援します。

2 地域住民等による活動への支援

高齢者を地域全体で支えるためには、地域福祉活動を支える自治会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、特定非営利活動法人、ボランティアグループ等の市民団体が、互いに連携を取りながら活動し、高齢者を取り巻く地域福祉の推進を図る必要があります。

特に民生児童委員は、最も身近な相談相手として地域に根ざしたきめ細かな活動を展開しており、その役割は、地域福祉を推進する上で今後ますます重要になると思われます。

また、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手を養成する、「生活・介護支援サポーター養成事業」などを行い、地域の高齢者の生活を支えるシステムの構築を目指します。

さらに、多種多様な市民ニーズに対応したボランティア活動が継続的に展開されるよう、「あやべボランティア総合センター」を中心として、市民が気軽にボランティア体験ができる機会づくりやボランティア活動への参画を呼びかける各種講座の開設、ボランティア意識高揚の市民啓発活動を推進し、地域福祉活動の中心となる市民団体の活動を支援するなど、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

3 高齢者を地域で支えるための条件整備

(1) 高齢者の権利擁護の確保

認知症高齢者など判断能力の不十分な人もできるだけ本人の意思を尊重する中で権利が保護され、家庭や地域で通常の生活ができるような社会をつくることが求められています。

本市では、第6章で述べた成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用促進を図るため、地域において高齢者の置かれている状況を十分把握するとともに、啓発、情報提供、相談などを通して安心して地域社会で暮らすことができるよう関係機関と連携し、高齢者の権利擁護を推進します。

(2) 高齢者の消費生活の安全対策

高齢化に伴い、高齢者世帯が悪質な訪問販売等の被害に遭うケースが年々増えており、大きな社会問題になっています。

高齢者がこうした悪質商法による被害に遭わないよう、市職員が地域に出向いて各種制度等について説明する「出前講座」の開催や啓発リーフレットの配布、高齢者と接する機会が多い介護サービス事業者や民生児童委員などを対象とした研修の開催など、消費生活担当部署と連携しながら啓発活動を進めます。

また、悪質商法にあった場合は、市の消費生活担当部署で実施している消費生活相談につ